

※前回資料の再構成と修正による再提出

2.下水道使用料の改定について(改定方針案について)

(1) 使用料の改定方針について(案) … P2

参考資料

(2) 下水道使用料算定の流れについて … P4

(3) 将来必要な下水道使用料の算定 … P5

(4) 下水道使用料額(水準)の設定について … P6

(5) 農業集落排水事業における下水道使用料額の設定比較について … P7

## 2.下水道使用料の改定について(改定方針案について)

### (1)使用料の改定方針について(案)

#### 1) 使用料水準(年間当り総額)方針

①町経営戦略における収支計画の状況から、使用料改定の必要性がある。

②町経営戦略における収支計画を基礎数値とし、維持管理費を賄う使用料設定とすることを町基本方針とする。

しかし、維持管理費を賄う設定(改定率30%超)とすると、近隣市町村と比較し高い使用料設定となることや、消費増税の時期と重なること等を考慮すると使用者負担が大きい。このため、今回の改定方針については、社会情勢、近隣市町村の状況を参考に調整設定していく。

③持続可能な下水道事業の財政運営を考慮すると、最低限、維持管理費を賄う使用料設定の取組みは進めていかなければならない。このため、改定後については、支出抑制対策とその他収入確保対策を実施すると共に、総体的に下水道財政状況の経過を確認し、必要に応じ段階的使用料改定も視野におき、10年後には維持管理費を賄う使用料水準を目指すものとする。

#### 改定方針概要

区 分	内 容
改定の目的	・下水道財政状況の改善。持続可能な下水道財政運営を図るため。
上 げ 幅	・社会的情勢、近隣市町村との比較を十分行い調整する。
そ の 他	・農業集落排水事業会計における使用料算定について、公共下水道事業と同一の使用料水準とする。 理由: 予算規模が、公共下水道事業の約5分の1の規模である。公共下水道事業会計同様に同会計も維持管理費を賄っていない。また、施設の更新等、将来的更新が見込まれるため、同一の使用料水準とする。

#### 2) 使用料体系(2部料金制)に関する方針

①使用料体系における基本的考え方は、現行体系を維持する。しかしながら、一人暮らしの対象者や節水努力者の増加等、社会的事情への配慮が必要と考えられることから、基本使用料について改定を行う方向とする。

ただし、基本料金額の設定については、全体の使用料額に大きく影響を及ぼさないようシミュレーションし設定していく。

②従量料金区分毎の上げ幅について、使用者間の負担割合に大きな差がでないように、十分シミュレーションし設定していく。

#### 改定方針概要

区 分	内 容
改定の目的	一人暮らし者(節水者)への配慮
改定内容	・基本使用料について変更 現行 10 m <sup>3</sup> ⇒変更後 5 m <sup>3</sup> ※5-10 m <sup>3</sup> 従量料金体系区分を新設。11 m <sup>3</sup> 以上従量料金区分は改定無

**各改定方針に係る関係資料抜粋版**

※この比較表は、下水道使用料改定方針案を審議するにあたり、参考として提示したものである。

1) 使用料水準(年間当り総額)方針用

□H29-H33 公共下水道必要使用料額見込(維持管理費のみを対象) ⇒ 詳細資料 当資料 P5.6.7 参照

H29-33 使用料収入、年平均見込額	H29-33 使用料対象維持管理費年平均見込額	必要使用料額比較
147,453 千円	202,696 千円	△55,243 千円 (1.38 倍)

□使用料総額比較 : 改定予定初年度における改定年間使用料総額見込と維持管理費見込みとの差額

	H31 年度改定予定年度(現行)	10%増ケース	15%増ケース	38%増ケース
使用料	147,357 千円	162,093 千円	169,461 千円	203,353 千円
維持管理費	202,690 千円(55,333 千円不足)	202,690 千円(40,597 千円不足)	202,690 千円(33,229 千円不足)	202,690 千円 (663 千円超)

□20 m<sup>3</sup>当りの使用料値上げ幅見込額(税込) ⇒ 当資料 P6 参照

	現行使用料	10%増ケース	15%増ケース	38%増ケース
町(一般汚水)	2,592 円	2,851 円	2,981 円	3,577 円

□下表は、近隣市町の状況 ⇒ 当資料 P6 参照

	階上町(5 位)	三沢市(4 位)	八戸市(2 位)
	2,948 円	3,090 円	3,322 円

2) 使用料体系(2 部料金制)に関する方針用

【参考】□現行使用料体系と改定後使用料体系案

現行体系



	基本料金 (m <sup>3</sup> )	従量料金 (1 m <sup>3</sup> 当りの金額)				
	~ 10	11~30	31~50	51~150	151~	
おいらせ町 (一般汚水)	1,200 円	120 円	140 円	160 円	180 円	

改定体系案

主な理由(再掲) 1. 節水者へ配慮した体系へ

3. 使用料額の変動幅が大きくなるように配慮 : 体系変更により大きく変動してしまう。

	基本料金 (m <sup>3</sup> )	従量料金 (1 m <sup>3</sup> 当りの金額)				
	~ 5	6~10	11~30	31~50	51~150	151~
おいらせ町 (一般汚水)	円	円	円	円	円	円

## 参考資料

### (2)下水道使用料算定の流れについて（再提示）

#### 下水道使用料算定の流れ（一般的な考え方）と審議の流れ概要について

##### ①下水道使用料算定の流れ

###### 1. 事業計画・財政計画の策定

- 下水道事業を継続するに当たり、今後必要な投資と必要額の見通し（収支見積・計画）
- 今後の使用料収入や投資・地方債残高の見通し

###### 2. 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

- 公共料金としての安定性を確保するため、料金算定期間を決定
- 料金算定期間内に事業を行う財源

**町： 第一段階** : 町が必要と考える適正使用料水準(方針)について決定  
町公共下水道事業経営戦略収支計画、社会情勢考慮し方向性決定

- 行政経営推進委員会 : H30.1月期まで審議
- 議会(産業民生常任委員会) : H30.3月提示

###### 3. 使用料体系の決定

- 必要な使用料収入を使用者間でどのように割振り、負担するか決定

**町： 第二段階** : 使用料額決定  
現行体系の課題把握、シミュレーションし体系毎の使用料額算定

- 議会(産業民生常任委員会) : H30.(3月)7月期審議後 ⇒ 議会 : H30.9月及び12月提案

### (3) 将来必要な下水道使用料の算定

～H29-33 年度下水道使用料収入見込み及び対象経費の推移～

※資料:経営戦略収支計画使用料関係経費抜粋

(単位:千円)

H29年度	歳入①	下水道使用料	143,455		①計	143,455	差 ①-②=▲847,291 ケース毎の不足額 上記に交付税算定分差引後 ▲510,185 維持管理費のみ対象 ▲57,441
	歳出②	使用料対象経費			②計	990,746	
		維持管理費(人件費)	維持管理費	地方債元利償還金			
		5,434	195,462	789,850			
H30年度	歳入①	下水道使用料	145,400		①計	145,400	差 ①-②=▲819,914 ケース毎不足額 上記に交付税算定分差引後 ▲490,956 維持管理費のみ対象 ▲56,388
	歳出②	使用料対象経費			②計	965,314	
		維持管理費(人件費)	維持管理費	地方債元利償還金			
		5,488	196,300	763,526			
H31年度	歳入①	下水道使用料	147,357		①計	147,357	差 ①-②=▲785,405 ケース毎不足額 上記に交付税算定分差引後 ▲467,447 維持管理費のみ対象 ▲55,333
	歳出②	使用料対象経費			②計	932,762	
		維持管理費(人件費)	維持管理費	地方債元利償還金			
		5,543	197,147	730,072			
H32年度	歳入①	下水道使用料	149,736		①計	149,736	差 ①-②=▲746,216 ケース毎不足額 上記に交付税算定分差引後 ▲449,483 維持管理費のみ対象 ▲53,860
	歳出②	使用料対象経費			②計	895,952	
		維持管理費(人件費)	維持管理費	地方債元利償還金			
		5,598	197,998	692,356			
H33年度	歳入①	下水道使用料	151,320		①計	151,320	差 ①-②=▲707,772 ケース毎不足額 上記に交付税算定分差引後 ▲429,721 維持管理費のみ対象 ▲53,190
	歳出②	使用料対象経費			②計	859,092	
		維持管理費(人件費)	維持管理費	地方債元利償還金			
		5,654	198,856	654,582			

※維持管理費の主なものは、光熱水費、使用料計算委託料、流域下水道維持管理費負担金(県負担金)等

※現行の使用料額は、過年度においても、将来推計においても維持管理費も賄えないと算定されているため改善が必要である。

#### (4)下水道使用料額(水準)の設定について

##### 1) 経営戦略収支計画上の将来必要使用料額集計: H29-H33 年度、使用料・使用料対象経費、年平均額

	H29-H33 使用料年平均額	H29-H33 使用料対象経費年平均額 (交付税算入額を除く)	必要使用料額 ※概算値
①一般的考え方に基づく使用料額算定ケース (地方債元利償還金+維持管理費)	147,453千円	617,012千円	年間使用料必要額 617,012千円(4.17倍) 町20m <sup>3</sup> 当りの単価へ倍率引用 ※①10,808円(現行の4.17倍算定)
②維持管理費のみを対象とした使用料額算定ケース		202,696千円	年間使用料必要額 202,696千円(1.38倍) 町20m <sup>3</sup> 当りの単価へ倍率引用 ※②3,576円(現行の1.38倍算定)

※下段の近隣市町村比較参照

##### 2) 近隣市町村との比較及び試算単価比較 (20 m<sup>3</sup>当りの使用料単価比較 H27 年度末現在 税込表示)

順位	試算単価 ※①	1位	試算単価 ※②	2位	3位	4位	5位	6位	6位 現行単価	6位	6位	10位
市町村	おいらせ	十和田市	おいらせ	八戸市	三戸町	三沢市	階上町	五戸町	おいらせ	東北町	七戸町	六戸町
使用料	10,808円	3,972円	3,576円	3,322円	3,240円	3,090円	2,948円	2,592円	2,592円	2,592円	2,592円	2,376円

※五戸町、六戸町は、使用料改定について検討中。(改定時期は未定)

※注意:上表 20 m<sup>3</sup>当り使用料単価比較は参考数値。使用流量区分で順位は変動する。

##### 3) 改定の方向性

- ①一般的考え方に基づく使用料額設定は、現行年間使用料額の 4.17 倍であり、これをそのまま設定することは困難である。このため、維持管理費を賄うことを目標としていくことが妥当と考えられる。
- ②維持管理費のみを対象とした使用料設定額とした場合でも現行年額の 1.38 倍、近隣市町村との単価比較では、市町村中 2 位となる。この場合でも上げ幅は大きいと推測される。加えて、消費増税(H31.10 予定)も控え、負担感が高くなる時期であるため、上げ幅は、再考する必要がある。
- ③再考の材料には、経費節減、滞納、下水道接続者増加対策にも留意し設定を再検討する。

## (5)農業集落排水事業における下水道使用料額の設定比較について

- 1) 経営戦略収支計画上の将来必要使用料額集計：H29-H33 年度、使用料・使用料対象経費、年平均額  
 経営戦略収支計画(H29-H33)を基に、必要な使用料について試算した結果は以下のとおり。

	H29-H33 使用料年平均額	H29-H33 使用料対象経費年平均額 (交付税額を除く全て)	必要使用料額 ※概算値
①一般的考え方に基づく使用料額(地方債元利償還金、維持管理費)	27,450千円	85,894千円	年間使用料額 85,894千円(3.13倍) 町20m <sup>3</sup> 当りの単価へ倍率引用 8,112円(現行の3.13倍算定)
②維持管理費のみを対象とした使用料額		41,780千円	年間使用料額 41,780千円(1.52倍) 町20m <sup>3</sup> 当りの単価へ倍率引用 ※②3,939円(現行の1.52倍算定)

※②維持管理対象とした必要使用料額は、1.52倍であるが、過年度の経過(24-28年度平均)では、1.23倍である。